



将来の希望を胸に

3月13日、葛尾中学校三春校で卒業式が行われました。

卒業をする二人に、校長先生から卒業証書が手渡されました。

それぞれの道へ旅立ちました。
(詳しくは12ページに掲載)

主な内容

平成26年度当初予算	P 2～3
議会だより	P 4～5
むらの話題	P 13
放射線モニタリング測定値	P 15

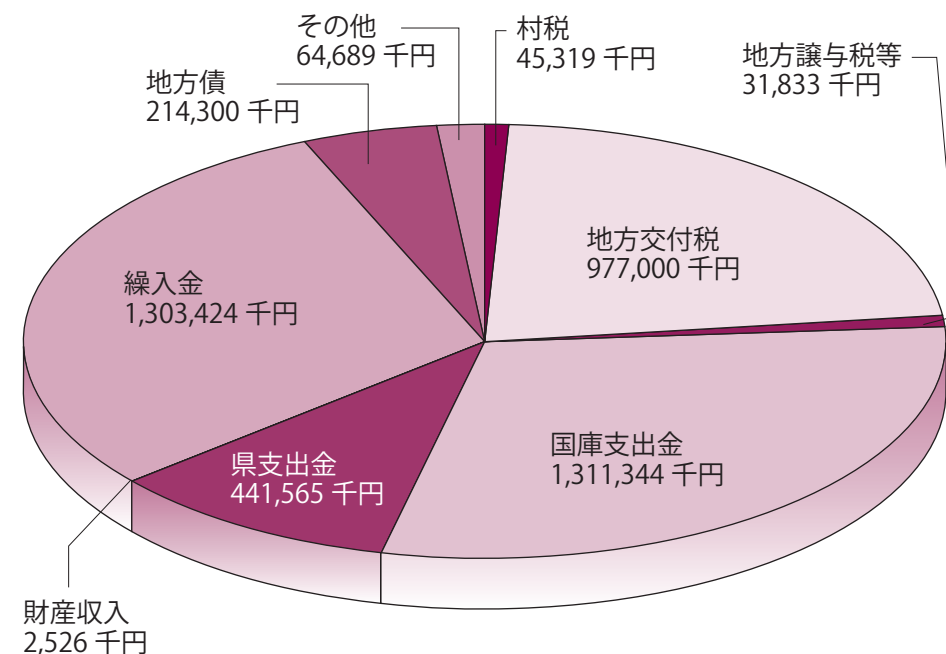
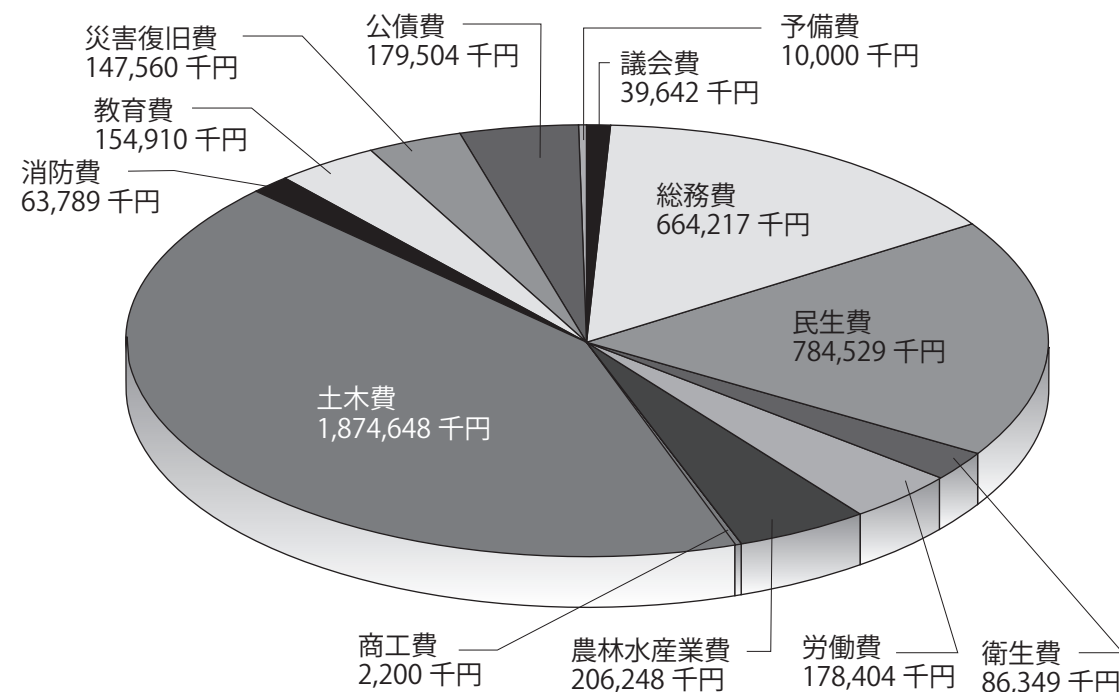
一般会計予算額 43億9,200万円

歳出

歳入

予
算

平成26年度



平成26年度 一般・特別会計

予算総額 49億1,111万7千円

一般会計の主な事業

- 復旧関係
 - ・庁舎、村民会館修繕事業
 - ・村道補修事業
 - ・せせらぎ荘修繕事業
 - ・中学校のり面災害復旧事業
- 復興関係
 - ・地形図データ作成事業（村内全域）
 - ・地下水試掘調査事業（各行政区集会所）
 - ・放射線対策事業（測定機器保守点検）
 - ・営農再開支援事業（農地の維持管理）
 - ・村道舗装事業（野行岩角線）
 - ・橋梁新設事業（西ノ内：睦橋）
 - ・村営住宅改修事業（新西ノ内団地）
 - ・復興公営住宅整備事業（三春町恵下越地区）
 - ・絆づくり事業（公民館事業及び各種イベント）
- 避難対策
 - ・緊急雇用創出基金事業
 - ・仮設住宅等施設管理事業
 - ・被災家畜委託事業
 - ・商工業者支援事業
 - ・ひろがるわ活動推進事業
 - ・住民健康診査事業
- 教育関係
 - ・学校再開事業
 - ・就学援助事業
 - ・こども絆づくり事業

村民1人当たりの歳出

単位：円

区 分	金 額
議 会 費	26,288
総 務 費	440,462
民 生 費	520,245
衛 生 費	57,261
労 働 費	118,305
農 林 水 産 業 費	136,769
商 工 費	1,459
土 木 費	1,243,135
消 防 費	42,300
教 育 費	102,725
災 害 復 旧 費	97,851
公 債 費	119,034
予 備 費	6,631
計	2,912,467

村民1人当たりの歳入

単位：円

区 分	金 額
村 税	29,993
地 方 交 付 税	646,592
地 方 譲 与 税 等	21,068
国 庫 支 出 金	867,865
県 支 出 金	292,234
財 産 収 入	1,672
繰 入 金	862,623
地 方 債	141,827
そ の 他	42,812
計	2,912,467

予算規模(全会計)の比較

単位：千円

区 分		平成 26 年度	平成 25 年度	伸び率 (%)
一般会計		4,392,000	2,309,000	90.2
	うち復旧復興分	3,318,000	1,488,000	123.0
特別会計	国民健康保険	241,689	250,317	▲ 3.4
	介護保険事業	255,927	241,070	6.2
	後期高齢医療	21,301	19,165	11.1
	簡易水道事業	200	30	566.7
	小 計	519,117	510,582	1.7
	合 計	4,911,117	2,819,582	74.2

平成26年度一般会計の当初予算は、前年度比較90.2%増の43億9千200万円となりました。
本年度は、村内の復旧事業と復興事業に優先的に予算配分を行いました。
除染の工程や避難指示解除見込み時期の見直しが行われる中で、村では、復興に向け具体的な事業計画づくりを進めています。

議会だより

平成26年3月定例会

平成26年3月定例会は、3月6日から12日まで開催され、提出された案件については、原案のとおり可決されました。

《議決議案》

議案第3号

葛尾村長期避難者生活拠点形成交付金基金条例の制定について

東日本大震災からの復興事業に要する財源に充てるため、国からの長期避難者生活拠点形成交付金を財源に、基金を設置するため制定した。

議案第9号

平成26年度東日本大震災等による被災者に対する村税等の減免に関する条例の制定について

東日本大震災および原子力災害の被害を受けた納税義務者に対し、村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料の減免を実施するための条例を制定した。

議案第10号

諸収入金に対する督促および延滞金徴収条例の一部を改正する条例について

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が施行されたことに伴い、所要の改正を行った。

議案第11号

葛尾村行政財産の目的外使用条例の一部を改正する条例について
消費税および地方消費税の引き上げに伴い、所要の改正を行った。

議案第12号

村長等および職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

財政の健全化に資するため、村長の給料30%および副村長、教育長の給料20%並びに期末手当の減額および職員の特別調整手当25%減額を平成27年3月31日まで延長する改正を行った。

議案第13号

特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第21号

葛尾村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

消費税法、地方税法の一部改正、および道路法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行った。

議案第22号

葛尾村準用河川流水占用料徴収条例の一部を改正する条例について

督促および延滞金の徴収等についての定めがなかったため、所要の改正を行った。

議案第23号

葛尾村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について

消費税法、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

議案第24号

工事請負変更契約（村道西ノ内線橋梁改築工事）について

村道西ノ内線橋梁改築工事について、変更仮契約を締結したので、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めた。

《同意》

同意第1号

葛尾村固定資産評価審査委員会委員の選任について

平成26年3月31日をもって、委員が任期満了となるため、委員の選任について同意を得た。

※平成26年度当初予算および主な事業については、2／3ページをご覧ください。

部を改正する条例について

財政の健全化に資するため、年額で支払われる非常勤特別職報酬の5%削減並びに費用弁償額を日額500円とする期間を、平成27年3月31日まで延長する改正を行った。

議案第14号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

福島県人事委員会において、通勤手当の上限が変更されたことに伴い、所要の改正を行った。

議案第15号

葛尾村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について

財政の健全化に資するため、年報酬の5%削減期間を、平成27年3月31日まで延長する改正を行った。

議案第16号

葛尾村むらづくり担い手育成基金条例の一部を改正する条例について

原発事故からの復興には、新たな視点や発想が必要であり、広く人づくり、担い手づくりに取り組めるよう、所要の改正を行った。

《補正予算》

平成25年度補正予算

議案第4号

一般会計（第6号）

議案第5号

国民健康保険事業特別会計（第4号）

議案第6号

介護保険事業特別会計（第2号）

議案第7号

後期高齢者医療特別会計（第2号）

議案第8号

簡易水道事業特別会計（第2号）

が次のとおり可決されました。

		特別会計				
		一般会計	国民健康保	介護保険	後期高齢者医療	簡易水道
歳入	補正前の額	2,290,540	350,966	314,019	7,818	24,143
	補正額	8,460	37,742	▲18,395	▲1,243	▲1,590
	計	2,299,000	388,708	295,624	6,575	22,553
歳出	補正前の額	2,290,540	350,966	314,019	7,818	24,143
	補正額	8,460	37,742	▲18,395	▲1,243	▲1,590
	計	2,299,000	388,708	295,624	6,575	22,553

（単位：千円）

議案第17号

土地売買契約について（第1号）

議案第18号

土地売買契約について（第2号）

以上の2議案は、葛尾村復興公営住宅（三春町恵下越地区）整備事業に伴い、土地売買契約を締結した案件で、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めた。

議案第19号

葛尾村介護保険条例の一部を改正する条例について

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が施行されたことに伴い、所要の改正を行った。

議案第20号

葛尾村暴力団排除条例の制定について

暴力団排除条例は、全国の都道府県において整備が進み、福島県においても平成23年7月に福島県暴力団排除条例が施行された。暴力団排除の気運の高まりに合わせ、本村においても、村、村民、事業者、関係団体等による相互連携および協力の下、暴力団の排除を進めていくため制定した。

《3月議会のあらまし》

○3月6日 開議に先立ち、3年を迎える東日本大震災において尊い生命を失った多くの方々に深く哀悼の意を表し、謹んでご冥福をお祈りするために黙とうを捧げ、午前10時より開会。議長の開会宣言後、議事録署名議員が指名され会期について諮った結果3月12日までとすることを決定した。議長から諸般の報告が行われ、次に村長より行政報告が行われた。その後、村長から提出された議案関係を一括上程により説明が行われた。続いて、一般質問（1名）が行われ、村の考え方等について質問を展開し、1日目を終了した。

○3月7日～11日 休会（議案調査）
○3月12日 午前10時開議、議案審議は「各条例の制定および一部改正について」「平成26年度一般会計・特別会計当初予算」および「平成25年度一般会計・特別会計補正予算」が原案のとおり可決された。
つづいて、復興関連予算に財源を振り分ける目的で議員報酬の15%および費用弁償の減額を継続する議員発議の条例改正案・県内全ての原発廃炉を求める意見書およびTPP交渉に関する意見書が全会一致で可決した。その後、各常任委員会から申出書の継続調査についての日程が終了し閉会した。

葛尾村東日本大震災記録整備事業へのご協力をお願い

村では東日本震災から3年が経過したことを踏まえ、震災の記録を風化させず後世に伝え、また、今後の防災事業に役立てるために、ふくしま市町村支援機構・福島大学と連携し「葛尾村震災記録誌（仮称）」の作成を行います。

葛尾村震災記録誌（仮称）には、地震・原発事故による被害や避難の状況、村や関係機関の対応状況、現在の家族の様子を記録として保存し、概要版を全世界帯に配布する予定です。

震災により得られた教訓や知見は、後世に伝えるべき大切な財産であります。葛尾村震災記録誌（仮称）の作成にあたっては、できる限り多くの方に取材へのご協力をお願いいたします。

都合により取材をお受けできない方は、お手数ですが4月10日（木）までに復興対策係にご連絡ください。

【取材方法】

避難先のお住まいまたはご希望の場所※¹に福島大学の学生がお伺いし、震災当時の状況や避難の経緯、避難した場所等について取材※²をさせていただきます。

※1：取材前に福島大学より電話連絡がありますので、ご希望の日程・場所をお伝えください。

※2：取材時にビデオ撮影、取材後に家族の記念写真の撮影を行うことを予定していますので、ご協力をお願いします。（許可をいただいた場合に限る。）



☎ 総務課復興対策係 ☎ 0247-61-2850

未登録の銃砲・刀剣類を発見された方は登録を受けてください

次の場合は手続が必要になりますのでご注意ください。

- 1：未登録の銃砲刀剣類を発見した場合
- 2：登録刀剣類の所有者が代わった場合や登録証を紛失した場合等

○注意事項

登録、所有者変更、再交付申請等の手続をおこたると、不法所持になり罰則を受けることがありますので、速やかに手続を行ってください。

平成26年度銃砲刀剣類登録審査会日程表

	審 査 日	審査対象	会 場
第1回	平成26年5月22日（木）	刀剣類のみ	いわき合同庁舎 南分庁舎 3階 大会議室
第2回	平成26年7月28日（月）	銃砲類・刀剣類	郡山市労働福祉会館 2階 中ホール
第3回	平成26年9月26日（金）	刀剣類のみ	会津若松合同庁舎 2階 大会議室
第4回	平成26年12月4日（木）	刀剣類のみ	県庁内会議室
第5回	平成27年2月19日（木）	銃砲類・刀剣類	郡山市労働福祉会館 2階 中ホール

審査会時間：10：00～12：00、13:00～15：00

※審査状況によって時間が前後することがあります。

☎ 福島県教育委員会（文化財課） ☎ 024-521-7787

3月24日 戸籍電算化システム稼働

窓口における住民サービスの向上を図るため、平成25年4月から進めていた戸籍事務の電算化システムがスタートしました。

この日、電算化となってから第1号となる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を松本允秀村長が担当者から受け取り、横書きで記載内容が項目化され見やすくなった証明書と、交付までの時間が短縮されたことを確認しました。

※今回改製された戸籍（平成改製原戸籍）については、9月下旬まで従来通りの発行となりますのでご了承ください。

電算化に伴う変更点（名称・様式等）

	電 算 化 前		電 算 化 後
名 称	戸籍謄本	名 称	戸籍全部事項証明書
	戸籍抄本		戸籍個人事項証明書
様 式	B4判横長(2つ折り)	様 式	A4判縦長
	B5判縦長		
書 式	縦書き（文章体）	書 式	横書き（項目化）
用 紙	白紙	用 紙	偽造防止用紙
公 印	朱肉印	公 印	電子印（黒色）

(1の1) 全 部 事 項 証 明 書	
本 籍 氏 名	福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合16番地 葛尾 太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成26年3月22日 【改製事由】平成6年法律第51号附則第2条1項による改製
戸籍に記録されているもの	【名】太郎 【生年月日】昭和11年7月5日 【配偶者区分】夫 【父】葛尾啓二郎 【母】葛尾タミ子 【続柄】長男
身分事項 出 生	【出生日】昭和11年7月5日 【出生地】福島県双葉郡葛尾村 【届出日】昭和11年7月13日 【届出人】父
婚 姻	【婚姻日】昭和47年1月2日 【配偶者氏名】参考秋代 【従前戸籍】福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合16番地 葛尾啓二郎
戸籍に記録されているもの	【名】秋代 【生年月日】昭和13年12月10日 【配偶者区分】妻 【父】参考傳一 【母】参考タツ子 【続柄】三女
身分事項 出 生	【出生日】昭和13年12月10日 【出生地】福島県参考市 【届出日】昭和13年12月15日 【届出人】父
婚 姻	【婚姻日】昭和47年1月2日 【配偶者氏名】葛尾太郎 【従前戸籍】福島県参考市大字参考123番地 参考傳一
	以下余白

発行番号 00000001

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成26年3月24日

福島県双葉郡葛尾村長

上：第1号証明書を受け取る松本村長

左：戸籍全部事項証明書見本

職印

支障木の片付けについて

本年2月8日から16日にかけての降雪により村内道路において倒木のため通行に支障をきす箇所があります。

雪解けにあわせ支障木の片付けを随時行います。希望されない方は4月7日までに地域整備係へご連絡ください。

☎ 地域振興課地域整備係 ☎ 0247-61-2850



総務課

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置 4月以降の取扱いについて

平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間、高速道路の無料措置を実施していましたが、平成27年3月31日(火)まで継続することになりました。

継続期間

平成26年4月1日(火)～平成27年3月31日(火)

問

国土交通省道路局 高速道路課
03-5253-8111
(内線38322)
直通 03-5253-8500

確定申告はお済みですか？

確定申告がまだお済みでない方は、葛尾村三春出張所で受付をしていますので、早めに申告をしてください。

場所

葛尾村三春出張所

受付期間

平成26年5月30日(金)まで

※事前に予約が必要となりますので、電話でご連絡ください。
なお、最寄りの税務署でも行えます。

問

税務財政係
0247-61-2850

保健だより

PM2.5 から体を守りましょう

環境汚染、大気汚染、そして人体に大きな悪影響をおよぼすとして、『PM2.5』というものが問題視されています。

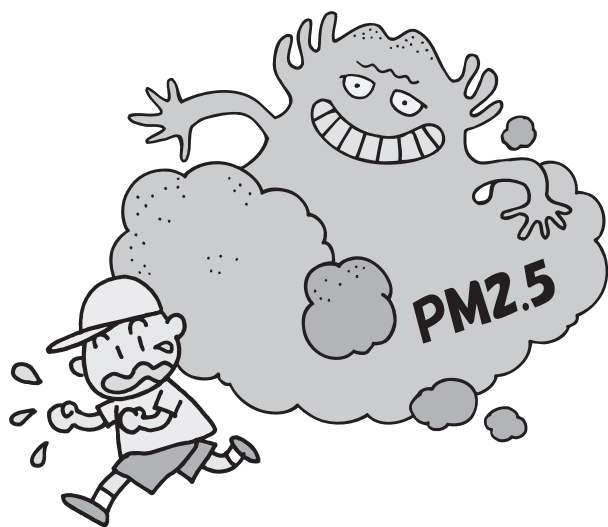
PM2.5は、物を燃やした時に排出される有害物質で、工場からの廃棄物や自動車の排気ガスなどに多く含まれ、呼吸により『肺の奥深く』にまで到達して、気管支炎や肺がんのリスクが高まります。

PM2.5は、空気中に存在している、目に見えないほど小さなホコリやチリと同じような存在で目に見えません。

日本においては、厳しく規制されているPM2.5を含む大気汚染の原因についてですが、中国では火力発電、工場の廃棄物、車の排気ガス、家庭で使われる石炭を燃やす煙などが、放出され続けそれらの煙が空中に舞い上がり、日本にまで飛んできています。

呼吸をするたびに「有害な物質を含んだ空気」を、肺の中に取り込み続けることになります。煙草の煙のように嫌な臭いがないので、それほどまでに悪影響があると認識しづらいですが、人体への影響はもの凄く大きなものだと言えます。小さな子供たちや、非喫煙者であったとしても、喫煙者と同じように肺が汚れ、傷めつけられていく状況です。

現在は、PM2.5の注意警報が発表されています。PM2.5の基準値を超えた場合には長時間の外出を控え、外出するときにはマスクをつけるようにし、不必要な窓の開け閉めをさけるようにしましょう。



訪問体操行っています

葛尾村では足腰に不安のある方に対し、理学療法士による訪問指導を行っています。
年齢の制限はありませんので、希望される方は健康福祉係までご連絡ください。
(介護認定をされている方は介護保険によるサービスが優先されます)



問 住民生活課 健康福祉係 ☎ 0247-61-2850

平成26年度自動車税の定期課税について

自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者(割賦販売の場合は使用者)に課税される県の税金です。平成26年度の自動車税納税通知書は、5月8日(木)に発送する予定です。すで、納期限の6月2日(月)までに忘れずに納付してください。なお、昨年と異なる住所に転居された方、あるいは避難等に伴い引き続き現住所と異なる場所にお住まいの方については、郵便局への転居届の手続きをお願いいたします。

※転居届の有効期間は1年間です。更新する場合は、再度郵便局で手続きが必要です。詳しくは最寄りの郵便局にお問い合わせください。

住民生活課

春の全国交通安全運動

春の全国交通安全運動を4月6日(日)から4月15日(火)まで、10日間実施します。

この運動は、交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実施及び、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

運動のスローガン

「事故のない 明るい未来は 君の手で」

運動の重点

- ① 自転車の安全利用の推進
(特に、福島県自転車安全利用五則の周知徹底)
- ② 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③ 飲酒運転の根絶

妊婦健康診査について

健康な赤ちゃんを産み育てるためには妊娠中に定期的な健康診査を受けることが大切です。村では、妊婦健康診査費の助成を15回分受けることができ、県内の委託医療機関での診査費は無料となります。

また、県外で受診し全額自己負担された方は、払い戻し(償還払い)制度があります。

助成を受けるために必要な受診票は、親子健康手帳交付時にお渡しいたします。

【妊婦一般健康診査】

助成回数……15回
・妊娠前期(12週ごろ)……1回
・妊娠後期(30週ごろ)……1回
・妊娠35週前後……1回
・その他……12回

【超音波検査】

詳しい超音波検査を前期・後期に1回ずつ受けることができます。

定期予防接種について

対象となっている方には、予防票を同封のうえ個別通知します。体調の良い日に医療機関で接種してください。

県内の委託医療機関で接種された場合は、接種費用は全額無料となります。

◇県外避難者の接種費用の対応について
接種費用の支払いが生じた場合は、実費で一度お支払いし、後日還付と

なります。

接種後、必要書類(定期予防接種償還払込請求書、領収書原本、接種済証または母子健康手帳の予防接種欄のコピー)の提出をし申請後、口座へ振り込みとなります。

定期予防接種償還払込請求書は、郵送やファクスでの送付ができますので、希望される方は健康福祉係にご連絡ください。

なお、葛尾村ホームページからもダウンロードができます。

◇注意事項

接種前に母子健康手帳を確認してから医療機関で接種してください。また、接種時には、母子健康手帳を忘れずに持参ください。

問

住民生活課 健康福祉係
0247-61-2850
葛尾村ホームページ
<http://www.katsurao.org/>

地域振興課

葛尾村鳥獣被害対策実施隊からの報告

葛尾村鳥獣被害対策実施隊は、村内の有害鳥獣を捕獲しています。村内におけるイノシシの捕獲は次のとおりです。

2月捕獲頭数(イノシシ) 8頭
累計捕獲頭数(イノシシ) 151頭

問

地域づくり推進係
0247-61-2850

かつらおスポーツクラブ 会員募集！

かつらおスポーツクラブでは、会員を募集しています。
スポーツで汗を流してリフレッシュしませんか？

【かつらおスポーツクラブの主な内容】

- ・スポーツサークル（フットサル・バドミントン・インディアカ・バスケットボール等）を主に行っています。
- ・複数の種目を楽しむことができます。

【年会費】

中学生以下 1,000円
高校生 2,000円
上記以外 5,000円

【入会方法】

入会を希望する方は、かつらおスポーツクラブ会長までご連絡ください。

☎ かつらおスポーツクラブ会長
中島道男 ☎ 090-2279-0851

第3回三春ロータリークラブ剣道大会

3月3日、三春中学校の武道場において、第3回三春ロータリークラブ剣道大会が開催され、葛尾少年剣道団からも3名が参加しました。

また、閉会式において共催の三春ロータリークラブより剣道具一式が贈呈されました。
大会の結果は次のとおりです。

小学低学年の部

- ・3位 松本 潤（野川）

小学中学年の部

- ・優勝 松本 康聖（野川）



ふるさと納税「がんばれ葛尾」応援寄付金募集

次のの方々よりご寄付をいただきました。

◆お名前

佐藤るり子 さま（東京都品川区）
佐藤 久男 さま（東京都品川区）
樋口 正典 さま（大阪府河内長野市）

寄付金は、基金に積立て、有効に活用させていただきます。
ありがとうございました。
葛尾村では、ふるさと寄附金（ふるさと納税）を募集しています。
あなたの「ふるさと」を応援してください！

☎ 総務課 総務企画係 ☎ 0247-61-2850

戸籍の窓口

（2月15日～3月14日届出分）

お悔やみ
申し上げます

名 前	死亡日	年齢	行政区
作田 清造	2/15	91歳	落 合
吉田 政男	3/6	87歳	大 放

KSC
かつらおスポーツクラブ
楽・健・交

◎総会のご案内

「平成26年度かつらおスポーツクラブ総会」を次のとおり行います。

日 時 4月28日（月）午後7時より
場 所 齊藤里内仮設住宅集会所
内 容 事業報告および事業計画 等



葛尾小学校 4年生が
世代間交流に訪れました
3月12日、葛尾小4年生の5名がデイサービスセンターを訪れ、利用者の方々と交流をしました。
歌や朗読を披露し、利用者の方とゲームや会話をし、楽しいひと時を過ごしました。

社協だより

社協の活動や、みなさんが利用できるサービスなど、さまざまな情報をお知らせします

4月から介護予防事業「すこやか体操教室」が新しく変わります
毎月、各集会所で開催している「すこやか体操教室」の体操指導の先生が4月から変わります。
NPO法人富岡町さくらスポーツクラブの林千登美（ちとみ）先生と佐藤勝夫先生を講師としてお迎えします。
皆さんと楽しく体を動かし、語らいながら、心と体をいつまでも元気で楽しく過ごせることを目標として、体操を行っています。
皆さんのご参加をお待ちしております。



平成26年度 葛尾村社会福祉協議会 住民サロン事業 予定

4月毎週火曜日	お茶の先生をお招きしてのお茶会（大規模仮設団地）
4月下旬	春の息吹を感じる「ミニ遠足」
5月下旬～6月	日帰りバスツアー「みんなで行ってみっ会」
6月～7月	語り部ボランティアを招いての語り部サロン
9月～10月	体を動かす「健康サロン」
11月2日	合唱団「檜の木」コンサート
11月～12月	正月飾りの制作サロン
1月～2月	新年行事サロン
3月	体を動かす「健康サロン」など



様々な企画を予定していますので、ぜひご参加ください。

すこやか体操教室

4月

サロンで笑ってみっ会

村の介護予防事業の一環として開催します。

気軽に集い、みんなで笑って楽しみましょう。
お誘い合わせの上、ご参加ください。

開催日	時 間	会場(仮設集会所)	お住まいの団地
14日(月)	午後2時～	狐 田	狐田 過足
17日(木)		貝 山	貝山 浮貝 鷹巣
21日(月)		里 内	里内 場上田 中妻
24日(木)		中 郷	中郷 中郷東
28日(月)		過 足	過足

開催日	時 間	会場(仮設集会所)
1日(火)	午前10時～	狐 田
8日(火)		里 内
15日(火)		貝 山
22日(火)		中 郷

☎ 葛尾村社会福祉協議会（三春の里 みどり荘）

〒963-7713 三春町大字柴原字柴原 80-1

☎ 0247-62-8687

FAX0247-61-1022

一年を振り返って

寿学級

3月14日、寿学級の閉講式が三春の里田園生活館で行われました。学級長の下枝正男さんと教育長および公民館長のあいさつの後、新福島芸能倶楽部会長である福島市在住の武田友美さんを講師に、落語やマジック、バルーンアートを楽しみました。落語は、江戸時代から現在まで伝承されている伝統的な話芸の一種で、今回は「皿屋敷」と「桃太郎」をおもしろおかしくお話ししていただきました。またバルーンアートでは、教室生がそれぞれ長い風船を手にして、講師の教える元に「バルーンフラワー」を作り、楽しいひとときを過ごしました。



地域の安全を考える

地域安全マップ作り

2月27日、斉藤里内仮設集会所で、田村警察署の方々と「地域安全マップ作り」が行われました。「地域安全マップ」とは地域の危険や安全を住民目線で確認し、危険箇所を地図に表したものです。今回は、警察署の方に協力していただきながら、斉藤里内仮設住宅周辺の交通事故の危険がある箇所を表した地図を作成しました。



3年越しの開催

平成22年度葛尾中学校同窓会

3月2日、清稜山倶楽部にて平成22年度葛尾中学校卒業生の同窓会を行いました。卒業式後に予定されていた懇親会が、3年経ち開催することが出来ました。お世話になった先生方も遠いところより参加していただきました。同級生17名全員が顔を合わせることは出来ませんでした。それぞれの避難先から高校へ通い、成長した姿が見ることができうれしく思いました。



つるし雛に魅せられて

女性学級

3月4日、女性学級の移動学習が開催され、飯野町の「つるし雛」を見学してきました。つるし雛で心を繋ぎ元気を発信している飯野町の商店街など45カ所に数多くの作品が展示されています。つるし雛は、昔から女兒の健やかな成長と幸せを願って、古布(和布)やハギレなどで一つ一つ形を作り飾るもので、それぞれに縁起のよい意味や、作る人の思いが込められています。教室生は、つるし雛とおして古布のリサイクルや文化の伝承などに触れ、心を癒やしました。

葛尾中学校卒業式



葛尾小学校卒業式



ご卒業おめでとうございます

3月13日に葛尾中学校、20日に葛尾小学校の卒業式が行われ、中学校2名、小学校2名が葛尾小中学校三春校を卒業しました。昨年の4月に再開した葛尾小中学校三春校を巣立つ卒業生は、開校式の姿から一回りも二回りも成長した立派な姿で、卒業証書を手にしていました。4月から始まる新たな生活でも、葛尾小中学校三春校で得た様々な経験を糧とし、目標に向かって力強く進んでください。

平成26年4月 ㊦ かつらお (14)

新たな生きがい

かあちゃんのカプロジェクト協議会葛尾支部

VOL.23



3月14日、三春の里での味噌作り

私たちは、かあちゃんのカプロジェクト協議会葛尾支部の会員6人で活動しています。福島大学の先生方や学生の皆さんの支援を受け、仮設での弁当作り、緑のカーテン、梅干し作りや昭和の葛尾村のおせち料理等、孫のような学生の皆さんとのふれ合いは、私たちにはとても良い刺激になり、同時に自分の老いを感じたりもします。

また、他の仮設の人たちとのささやかな交流もでき、仮設生活での新たな生きがいにもなってきたように思います。

斉藤地区の皆さんとの交流もあり、昨年秋、田んぼアートの稲刈り作業のときの豚汁提供、里内地区にある三渡神社のお祭りでのきな粉のどんぼっばもちの提供など、とても喜ばれました。

3月14日には、味噌作りに挑戦しました。おいしくできますように…。

支援をしてくださった大勢の皆さまに感謝しながら、元気に葛尾村に帰りたいと思っています。その日が来るまで、また皆さんの仮設にお邪魔してなにかやりたいと思っています。その時にはご協力お願いします。



昭和56年1月に制定された『村民憲章』

「葛尾村村民憲章」は、緑豊かな自然環境や長い歴史、先人達の英知により築かれた文化を受け継ぎ、更に平和で明るく住みよい村を築いていこうと、定めたものです。

1. 自然を愛し、心のふれあう平和な村にしましょう
1. みんなで助け合い、明るく和やかな村にしましょう
1. 決まりを守り、住みよい村にしましょう
1. 仕事に誇りを持ち、元気で働き、豊かな村にしましょう
1. 教養と文化を高め、希望に輝く村にしましょう

この「おもい」をみんなで受け継いでいきましょう

人の動き

平成26年3月1日現在
(外国人含む)

●男 性	788 人 (± 0)
●女 性	720 人 (－ 1)
●合 計	1,508 人 (－ 1)
●世帯数	460 世帯 (－ 1)



公式ホームページ <http://www.katsurao.org/>
メールマガジン登録 <http://katsurao.inf-gov02.jp/regist.html>
広報担当電子メール hp@vill.katsurao.lg.jp

皆さまからの情報や意見のご提供をお待ちしております。

✉ hp@vill.katsurao.lg.jp

☎ 0247-61-2850・FAX0247-62-0282



葛尾村ホームページ
(携帯用)はこちら→



葛尾村メールマガジンの登録はこちら →

